

第7期佐賀中部広域連合  
介護保険事業計画  
地域密着型サービス事業者募集要領

令和元年5月  
佐賀中部広域連合

## 1 公募の趣旨

「佐賀中部広域連合地域密着型サービスの指定に関する設置候補者選定要綱」（以下「要綱」という。）第3条により、第7期介護保険事業計画期間における地域密着型サービスの設置希望事業者を以下のとおり公募いたします。

佐賀中部広域連合では、地域密着型サービスについて、地域資源を十分に活用しながら、広域連合の圏域全体で高齢者の生活を支えるため、第7期介護保険事業計画においても、引き続き圏域全体の調整を図り、日常生活圏の垣根を越えて利用できる体制を維持することとしています。

そして、日常生活圏域を超えた利用を可能とするため、基盤整備についても、引き続き、圏域全体の調整を図ることとし、事業者の選定については、公平・公正を期するため、広く募集を行うことを原則として、地域密着型サービス運営委員会の意見を聴き、設置候補者を決定することとしています。

また、認知症対応型共同生活介護については、総量規制により整備数が定められているため、その整備数に合わせて選定を行うこととしています。平成30年度に、本広域連合の定める23の日常生活圏域においてグループホームが存在しない「神埼北」を選定枠としてもうけ、「神埼北」及び「神埼北以外の圏域」で公募を行った結果、両方の圏域とも選定数が整備見込数に達しなかったため、今年度もそれぞれ1ユニットの募集を行うこととします。

なお、その他の地域密着型サービスについては、総量規制の対象外であるため、公募を行ったうえで、選定時に選定数等を決定することとします。

## 2 公募する地域密着型サービス(※1)

	地域密着型サービスの種類	第7期 整備数	H30 選定数	R元年度 選定見込	生活圏域
①	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1(※2)		1(※2)	全域
②	夜間対応型訪問介護	1(※2)		1(※2)	全域
③	認知症対応型通所介護（共用型除く）	3(※2)		3(※2)	全域
④	小規模多機能型居宅介護	5(※2)	3	2(※2)	全域
⑤	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	0(※2)		0(※2)	全域
⑥	認知症対応型共同生活介護	1ユニット		1ユニット	神埼北
		4ユニット	3ユニット	1ユニット	神埼北以外の圏域
⑦	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0(※3)		0(※3)	—

(※1) 地域密着型サービス及び日常生活圏域については【別紙】をご覧ください。

(※2) ①～⑤の整備数については、あくまで見込み数ですので、選定の結果によって変動いたします。

(※3) 新設は対象となりません。対象は、既存施設の変更のみとなります。

## 3 応募手続

### (1) 応募受付期間

令和元年6月13日（木）から7月3日（水）17：00まで

※ 土日祝日を除く。

### (2) 応募方法

応募書類提出先へ直接持参すること。郵送での提出は不可。

(3) 応募書類提出先

佐賀市白山二丁目1番12号（佐賀商工ビル5階）

佐賀中部広域連合 給付課 指導係 TEL 0952-40-1131

(4) 提出書類

要綱に規定する次の書類

ア 地域密着型サービス設置計画事前審査申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（添付資料）

ウ その他事業計画書で指定される添付資料

※ 複数の地域密着型サービスを希望する場合は、事業所単位、サービス単位で、それぞれ提出してください。なお、要綱に定めるもののほか、必要に応じて別の書類を提出していただくことがあります

(5) 提出部数

正本 1部、 副本 7部

※本広域連合で事前にチェックを受けてから、副本を作成されることをお勧めします。  
なお、書類の作成その他応募に必要な費用は、事業者の負担とします。

## 4 応募要件

応募しようとする事業者（運営法人）は、次の要件を満たしている必要がありますので、満たしていないことが判明した場合は、申込、選定決定等が無効となる場合があります。

(1) 介護保険法、同法施行規則、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の関係法令に適合していること。

(2) 設置希望地の土地及び設備の確保や地域住民との間に問題等がなく、設置希望の計画が確実に実現可能なものであること。

(3) 建築基準法、消防法、その他の法令及び条例等を遵守した事業計画とすること。

## 5 設置候補者の選定

(1) 選定方針

本広域連合から設置計画を認められる事業者の選定は、理念、制度に関する知識、高齢者ケアの技術、事業運営の確実性等が高い事業者を、要綱に基づき地域密着型サービス運営委員会の審査により選定します。

(2) 設置候補者選定のスケジュール（予定）

7月中旬 書類審査等

7月中～下旬 地域密着型サービス運営委員会（事業者によるプレゼンテーション）  
→ 設置候補者決定

(3) 結果通知

選定結果は、応募したすべての事業者に文書により通知します。

また、選定された事業者については、佐賀中部広域連合ホームページで公表します。

## 6 施設整備費等に対する補助金

整備予定の各市町の高齢福祉担当課へご相談ください。

## 7 問い合わせ先

佐賀市白山二丁目1番12号（佐賀商工ビル5階）

佐賀中部広域連合 給付課 指導係

TEL0952-40-1131 Fax0952-40-1165

E-mail : [rengo@chubu.saga.saga.jp](mailto:rengo@chubu.saga.saga.jp)

## ◆ 地域密着型サービスについて

住み慣れた地域を離れずに利用できるなど、利用者のニーズにきめ細かく対応できるよう平成 18 年 4 月の介護保険制度の改正で創設されたサービスです。

利用者は、原則、佐賀中部広域連合域内の住民に限定されます。

## ＜地域密着型サービスの種類＞

サービス名	サービス内容
夜間対応型訪問介護	24 時間安心して暮らせるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護が受けられます。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が連携した短時間の定期巡回訪問と随時の対応による訪問介護が受けられます。
認知症対応型通所介護	認知症の高齢者が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護を目的とするデイサービスが受けられます。
小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、随時訪問や宿泊サービスを組み合わせた多機能な介護サービスが受けられます。
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせたサービスが受けられます。
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の高齢者が、共同生活をする住宅で、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスが受けられます。

※上記のほか、公募の対象とはしていませんが、地域密着型通所介護（定員が 18 人以下の小規模なデイサービス）や地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員 29 人以下の介護老人福祉施設）などの地域密着型サービスがあります。

## ＜地域密着型サービスの整備＞

佐賀広域連合では、地域密着型サービスを提供する単位として、23 の日常生活圏域を設定し、地域のニーズに応じたバランスの取れた地域密着型サービスの整備を進めていくこととしています。

